

## 秘密保護法は憲法違反！

～テロ対策の名の下に現実化する刑事事件リスクと闘う～

日時：2016年2月19日（金）午後5時開始

場所：弁護士会館1008号室

霞ヶ関駅（B1-b出口）から徒歩1分

講師：山下幸夫先生（弁護士）

参加対象者：弁護士、秘密保護法の被害者の救済活動に  
意欲がある者 ※会費無料



昨年9月19日に集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法が成立したことで、秘密保護法により重要な情報が秘匿されたまま、自衛隊が海外派兵されて、日本がなし崩し的に戦争に参加する危険性が増しています。



また、昨年のパリ同時多発テロ事件や、今年5月に予定されている伊勢志摩サミットを理由に、政府は、「テロ対策」を強調し、共謀罪の創設に言及するなど、監視社会化を図ろうとしています。テロ対策の名の下に、秘密保護法上の「特定秘密」が増え、市民に必要な情報までもが隠蔽され、その情報を内部告発しようとする

者や情報を取得しようとする市民・ジャーナリストは秘密保護法違反として刑事責任を問われかねない状況です。

このような事態に対処するため、秘密保護法対策弁護団では実務的な観点から勉強会を開催します。安全保障関連法の成立からちょうど5ヶ月という節目であり、3月に予定された施行を控えた時期になります。講師として秘密保護法違憲確認訴訟をご担当されている山下幸夫先生を



お呼びし、その取り組みの状況をご報告いただくとともに、違憲論と刑事弁護、内部告発者保護などについても議論します。

奮ってご参加ください！



【主催】 秘密保護法対策弁護団

【ご連絡・お問い合わせ】 [himituho.bengodan@gmail.com](mailto:himituho.bengodan@gmail.com)（弁護団事務局）

03-3341-3133（東京共同法律事務所 海渡・小川）